

売渡しを要しない輸入加糖調製品



| | 適用 |
|----|---|
| 1 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 14 条（無条件免税）の規定により関税が免除されるものである場合 |
| 2 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第 15 条第 1 項（特定用途免税）の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品である場合 |
| 3 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第 16 条第 1 項（外交官用貨物等の免税）の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品である場合 |
| 4 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法第 19 条の 2（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）第 1 項の規定によりその関税が免除され輸入加糖調製品である場合 |
| 5 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法付表第 1 の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品である場合 |
| 6 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税定率法付表第 2 の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品である場合 |
| 7 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 2 第 3 項の規定によりその関税が無税とされる輸入加糖調製品である場合 |
| 8 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項の割当てを受けて輸入される輸入加糖調製品である場合 |
| 9 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が関税暫定措置法別表第 2 の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品である場合 |
| 10 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）第 6 条（関税の免除）（日本国における国際連合の軍隊地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 29 年法律 149 号）第 4 条（関税法等の特例）において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品である場合 |
| 11 | 輸入申告に係る輸入加糖調製品が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第 2 章付属書 2-D の日本国の関税率表についての一般的注釈 4（r）又は（d d d）の規定により関税の譲許の便益の適用を受ける輸入加糖調製品である場合 |